



議案第五四号

職員団体のための職員行為の制限の特例に関する条例の制定について

職員団体のための職員行為の制限の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十一年六月二十七日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾三年六月露七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。）第五十五条の二第六項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することのできる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第二条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる。

- 一 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和四十一年三朝町 条例第 号。以下「条例」といふ。）第二条に規定する休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- 二 条例第三条に規定する休暇（年末年始の特別休暇にあつては、特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

三 法第二十八条第二項の規定により休職を受けた場合

四 法第五十五条第八項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合であつて、あらかじめ任命権者の承認を受けたとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。